

## 一般製造業を全面的に市場開放へ

岡山県上海事務所

中国は今年、改革開放 40 周年を迎えるにあたり、高レベルかつ自発的な市場開放を進める方針です。その方針が発表される第 13 期全人代第 1 回会議が 3 月 5 日に北京で開催しました。克強総理が国务院を代表して政府活動報告を行い、2018 年の政府活動についての提案として以下を挙げました。

- 国際的な経済・貿易ルールに合わせ、世界一流のビジネス環境を築く。
- 一般製造業を全面的に開放し、通信、医療、教育、介護、新エネルギー車などの分野の市場開放を拡大する。
- 銀行カード決済などの市場の秩序ある開放を進め、外資系保険会社の経営範囲の規制を撤廃し、銀行や証券、基金管理、先物取引、金融資産管理会社などにおける外資の出資比率の規制を緩和または撤廃し、国内資本銀行と海外資本銀行の市場参入基準を統一する。
- 海外投資家が中国国内で得た投資収益を再投資した場合の課税繰り延べを実施する。
- 外資企業の設立手続きを簡素化し、商務部への届出や工商局への登記といった手続きをワンストップで行う。
- 自由貿易区で培ったノウハウを全国に広め、自由貿易港の建設を模索し、改革開放の新たな優位性を築く。

その他にも全国で営業許可証と関連許認可証明書を分離し、不要な審査・承認手続きを削減する「証照分離」改革を実施し、企業設立にかかる時間をさらに短縮するなど、行政のスリム化、減税・費用削減にも取り組むとされています。関連政策は两会（全国人民代表大会と全国人民政治協商会議）後に相次いで実施に移される見通しです。市場開放の内容は予想を上回るものであり、正式実施に向け注目していきたいと思えます。